

日本学生支援機構(JASSO)奨学金・高等教育修学支援新制度

高校予約採用申請者の入学手続および入学後の手続について

本学は、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象校として文部科学省より認定を受けております。

高等学校在学時に日本学生支援機構(JASSO)奨学金の予約採用を申請し、給付奨学金の採用候補者として決定されている場合、本学における入学手続は、その選考結果や奨学金の種類に応じて異なります。

対象となる新入生の入学手続時納付金等の取り扱いは、以下のとおりとなりますので、内容をよくご確認のうえ、手続をしてください。

給付奨学金	給付型奨学金のうち、対象となる支援区分（P3 参照）の採用候補者は、本学入学後、正式に修学支援対象者として認定されるまでの間、「入学手続時納付金」のうち「第二次手続金」の納付期限を猶予します。 詳しくは、下記記載の「1.入学前に必要な手続」及び「2. 入学後に必要な手続」をご覧ください。いただき、必要な手続を行ってください。
貸与奨学金のみ	猶予対象にはなりません。期日までに正規の入学手続時納付金を納めてください。

1. 入学前に必要な手続

STEP 1	<p>採用結果を確認する</p> <p>日本学生支援機構(JASSO)から高等学校等を経由して通知される「令和 9 年度 大学等奨学生採用候補者決定通知」を確認してください（P3 参照）。採用候補者として決定した場合、通知書の「1. 申込内容及び選考結果」の選考結果欄に「候補者決定」と記載されています。また、同じ欄には対象となる支援区分が記載されています。（ただし、これをもって採用確定ではありませんので、ご注意ください。）</p>
STEP 2	<p>通知書のコピーを提出する</p> <p>高等学校等から採用候補者決定通知を受け取った後、本学入学にかかる第一次手続期間内に「本人保管用」のコピーを入学手続書類と一緒に郵送で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">提出するもの 「大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】」のコピー提出時期 第一次手続期間内提出方法 入学手続書類に同封して郵送

STEP

3

第一次手続金を納入する

「第一次手続金」のみを第一次手続締切日までに納入してください。

本学への入学を辞退する場合は、入学辞退届を必ず提出してください。なお、入学金は返還いたしません。

【注意事項】

大学等奨学生採用候補者決定通知(原本)について

「本人保管用」「提出用」とともに、原本は入学後の手続で使用します。大切に保管してください。

通知書がまだ届いていない場合

入試広報課までご連絡ください。

第二次手続金のご案内

入学後に支援区分及び支援額が決定しましたら、改めてご案内します。

2. 入学後に必要な手続

予約採用者向け説明会への出席 および正式申請	給付奨学金・高等教育の修学支援新制度の対象となるためには、大学へ「大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】」の原本を提出し、本学で実施する説明会に出席した後、各自で正式に申請が必要になります。 ※貸与奨学金の予約採用者も、同様に説明会に出席し、各自で申請が必要になります。
決定通知【提出用】の原本の 提出先	入学後の諸手続時に学生課へ提出してください。

お問い合わせ 北海道文教大学 入試広報課 ☎ 0120-240-552

[給付・貸与奨学金の詳細はこちら](#)

[多子世帯への授業料等無償化はこちら](#)

【大学等奨学生採用候補者決定通知の見方】

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和9年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和8年●月●日

①	登録番号	99999901-100-00999		
	学 年 等	3 年	10 組	
		出席番号	A000001	
②	氏 名	奨学 太郎 (シヨカキ ナツ)		
		様		

独立行政法人
日本学生支援機構

(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和9年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。
ついては、あなたが令和9年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 申込内容及び選考結果

③ 申 込 内 容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する

④ 選 考 結 果	給付奨学金(※1)	貸与奨学金
	候補者決定 第Ⅰ区分(多子世帯)	ア〜ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます ア：併用貸与 イ：第一種奨学金 ウ：第二種奨学金 候補者決定 候補者決定 候補者決定

⑤	要件・必要書類の提出等(※2)	国籍・在留資格等	○	○	○	○
	家 計	収入に関する基準	○	○	○	○
		資産に関する基準(※3)	○			
		学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○
		高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○
		マイナンバー手続き・確認書等	○	○	○	○
		その他必要書類	○	○	○	○

※1 給付奨学金の選考結果欄に「多子世帯」の表示があれば、多子世帯に属していると判定しています。その場合、授業料等減免は第Ⅰ区分と同等の支援を受けることができます。ただし、「授業料等減免のみの支援」が表示されている場合、給付奨学金の支給はありません。また、「第Ⅳ区分私立理工農」の表示があれば、私立学校の理工農学科のうち、国又は地方自治体から当該区分の対象であると認められた学科に進学した場合、第Ⅳ区分の額の授業料等減免の支援の対象となります。選考結果をふまえてどのような支援が受けられるか、本機構ホームページに掲載の「給付奨学生採用候補者のしおり」3ページを参照してください。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備未解消或未提出等の理由による判定不可を含む。)、 「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

※3 給付奨学金の資産に関する基準は、申告した資産額合計が5,000万円未満の場合は「○」、多子世帯に属しているとして判定されておりかつ資産額合計が5,000万円以上3億円未満の場合は「△」、どちらにも該当しない場合は「×」が記載されています。「△」や「×」である場合は、給付奨学金の支給はありません。なお、貸与奨学金には資産に関する基準が存在しないため、一律で斜線表示としています。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

⑥		給付奨学金	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
	利用条件	第Ⅰ区分(多子世帯) ◆ 生活保護受給世帯	併用貸与の利用可 最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
	申込時の貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

⑦	進学届提出用パスワード(半角英数字10桁) ※ 進学後の手続きにて必要になります。	ABCDE98765
---	--	------------

対象となる支援区分

「第Ⅰ区分」、「第Ⅱ区分」、「第Ⅲ区分」、「第Ⅰ区分(多子世帯)」、「第Ⅱ区分(多子世帯)」、「第Ⅲ区分(多子世帯)」、「第Ⅳ区分(多子世帯)」、「多子世帯」

※「第Ⅳ区分(私立理工農)」は対象外です。